

令和8年佐久市議会第2回定例会提出予定議案

| 議案番号 | 議 案 名 | 説 明 者 | 頁 |
|------|--|--------|---------------|
| 56 | 専決処分の報告について | 総務部長 | 2 別冊1 |
| 57 | 佐久市税条例等の一部を改正する条例の制定について | 総務部長 | 3 |
| 58 | 佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について | 総務部長 | 4 |
| 59 | 佐久市印鑑条例及び佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について | 市民健康部長 | 5 |
| 60 | 佐久市下水道条例の一部を改正する条例の制定について | 環境部長 | 6 |
| 61 | 佐久市公園条例の一部を改正する条例の制定について | 建設部長 | 7 |
| 62 | 佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総務部長 | 8 |
| 63 | 令和8年度佐久市望月総合支援センター空調設備設置工事請負契約について | 福祉部長 | 9 ～ 13 |
| 64 | 市道の路線認定について | 建設部長 | 14 ～ 17 |
| 65 | 市道の路線変更について | 建設部長 | 18 ～ 19 |
| 66 | 令和6年度中込地区都市構造再編集中支援事業サングリモ中込改修工事及び中央グリーンモール交流施設新築工事請負契約の変更について | 建設部長 | 20 ～ 21 |
| 67 | 令和8年度佐久市立浅科小学校ランチルーム長寿命化・給食受室建設等工事請負契約について | 学校教育部長 | 22 ～ 25 |
| 68 | 令和8年度佐久市一般会計補正予算（第1号）について | 総務部長 | 別冊2 |
| 69 | 令和8年度佐久市介護保険特別会計補正予算（第1号）について | 福祉部長 | 別冊2 |

| | | |
|--------|----|---|
| 専決処分報告 | 1 | 件 |
| 条 例 案 | 6 | 件 |
| 事 件 案 | 5 | 件 |
| 予 算 案 | 2 | 件 |
| 計 | 14 | 件 |

第56号

専決処分の報告について

- 1 佐久市税条例の一部を改正する条例（令和8年3月31日付け専決処分）
これは、令和8年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、軽自動車税に係る環境性能割の廃止のほか、所要の改正を行ったものであります。
- 2 佐久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年3月31日付け専決処分）
これは、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準額の引上げを行うため、所要の改正を行ったものであります。
- 3 令和7年度佐久市一般会計補正予算（第13号）（令和8年3月31日付け専決処分。以下4から9まで同じ。）
- 4 令和7年度佐久市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 5 令和7年度佐久市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 6 令和7年度佐久市障害者支援施設白田学園特別会計補正予算（第4号）
- 7 令和7年度佐久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 8 令和7年度佐久市奨学資金特別会計補正予算（第3号）
- 9 令和7年度佐久市環境エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）

第57号

佐久市税条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、令和8年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を引き上げるほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第 5 8 号

佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が死亡した場合に支給する葬祭補償の額を改めようとするものであります。

第 5 9 号

佐久市印鑑条例及び佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

これは、出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、個人番号カードの機能が付加された特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付が開始されることに伴い、条例中の個人番号カードを活用した手続に、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を利用できるよう規定の整備を行おうとするものであります。

第60号

佐久市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

これは、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、排水設備指定工事店の指定を受けるための申請書の添付書類として、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第 6 1 号

佐久市公園条例の一部を改正する条例の制定について

これは、中込地区都市構造再編集中支援事業に伴う広場の供用に当たり、中込まちなか広場を都市公園に加えようとするものであります。

第 6 2 号

佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、投票管理者の交替制の採用に伴い、投票管理者及び投票立会人の従事割合に応じた報酬額を支給するため、所要の改正を行おうとするものであります。

第 6 3 号

令和 8 年度佐久市望月総合支援センター空調設備設置工事請負契約について

これは、佐久市望月総合支援センター空調設備の改修に当たり、工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、佐久市望月総合支援センターに設置されている空調設備について、より効率的で機能性及びメンテナンス性に優れた設備へと更新しようとするものであります。

この工事につきましては、本年 4 月 3 0 日の 3 業者による事後審査型一般競争入札の結果、1 6 2, 8 0 0, 0 0 0 円で佐久市望月 3 0 番地 1 の株式会社竹花組（代表取締役社長 矢野 健太郎 氏）に決定いたしました。

なお、本工事は、過疎対策事業債を充当して実施するものであります。

様式第15号（第21条関係）

建設工事請負仮契約書

- 1 工事名 令和8年度 佐久市望月総合支援センター 空調設備設置工事
- 2 工事場所 佐久市望月317番地2
- 3 工期 令和 8年 月佐久市議会議決の日から
令和 9年 2月 26日まで
- 4 工事を施工しない日 現場説明事項・施工条件明示事項のとおり
工事を施工しない時間帯 17：30から翌日8：00
- 5 請負代金額 金 162,800,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 14,800,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。
〔（ ）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕
- 6 契約保証金 金 16,280,000 円
- ~~7 調停人~~
- ~~8 発注者の搬出先等~~ 建設発生物の搬出先については設計図書に定めるとおり
- 9 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- ~~10 住宅建設瑕疵担保責任保険~~ 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 8年 5月 12日

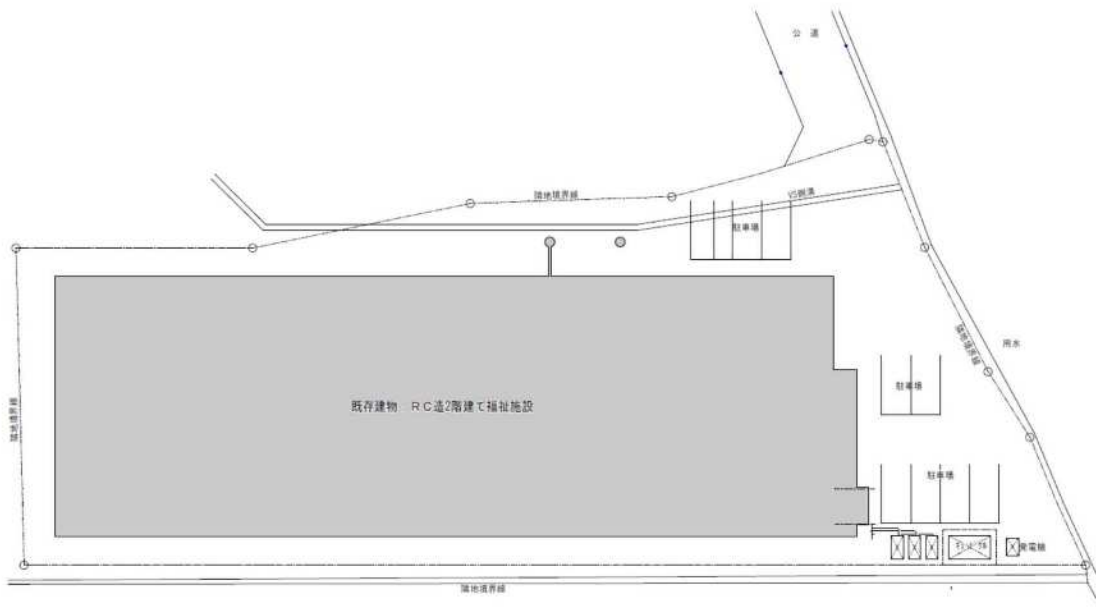
発注者 住 所 長野県佐久市中込3056番地
佐 久 市
氏 名 佐久市長 柳 田 清 二

受注者 住 所 長野県佐久市望月30番地1
株式会社 竹 花 組
氏 名 代表取締役社長 矢 野 健 太 郎

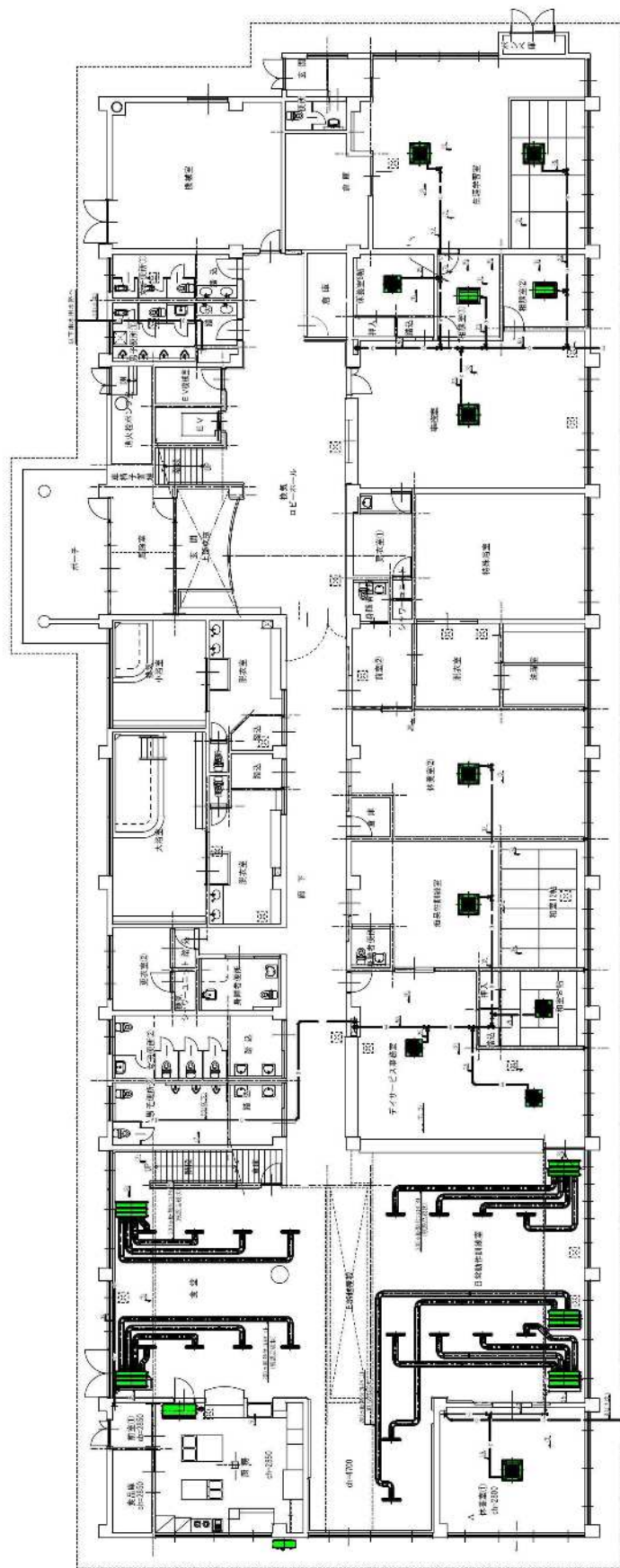
佐久市望月総合支援センター空調設備設置工事 計画図



案内図



配置図



■ 空調設備

1 階平面図

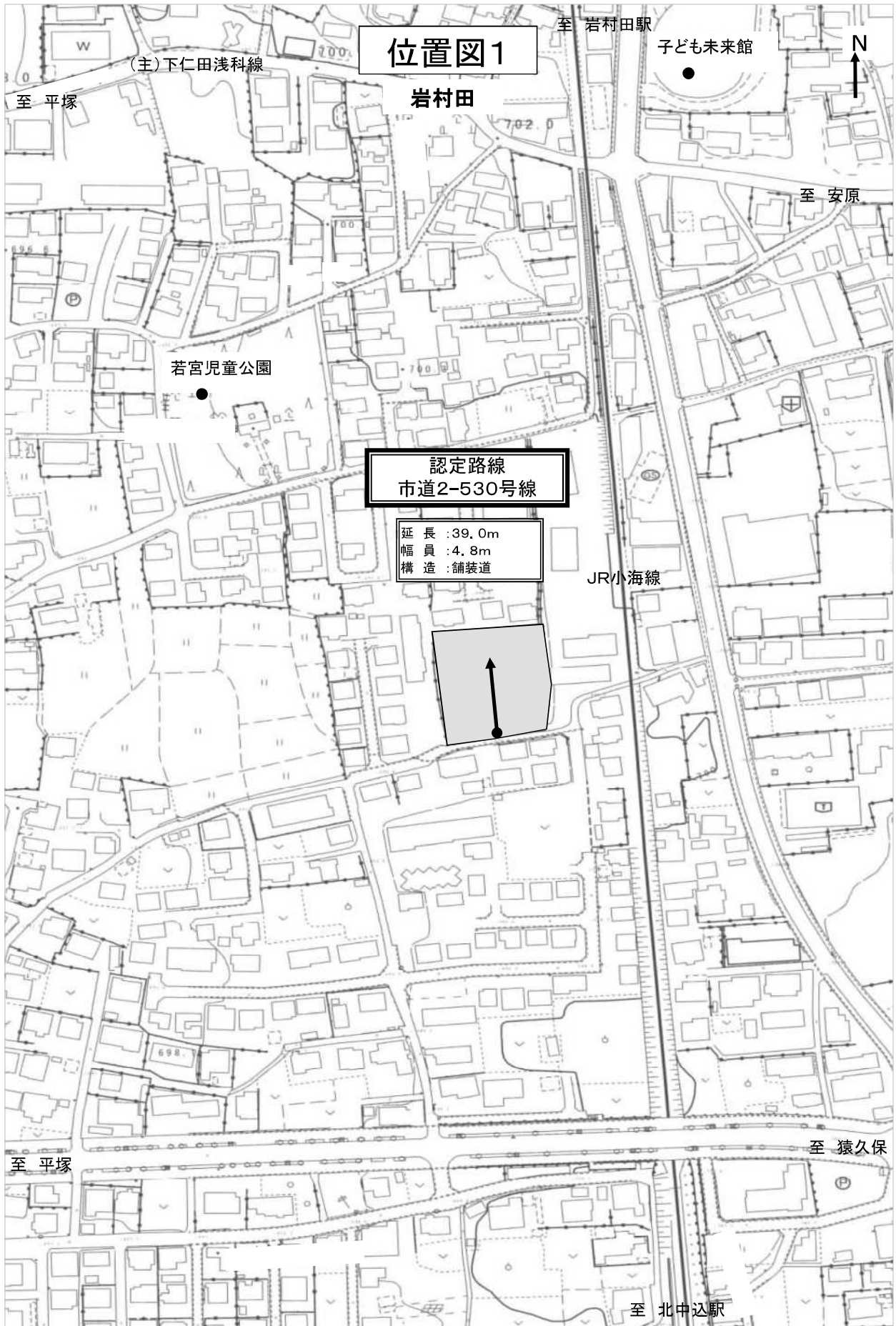
第64号

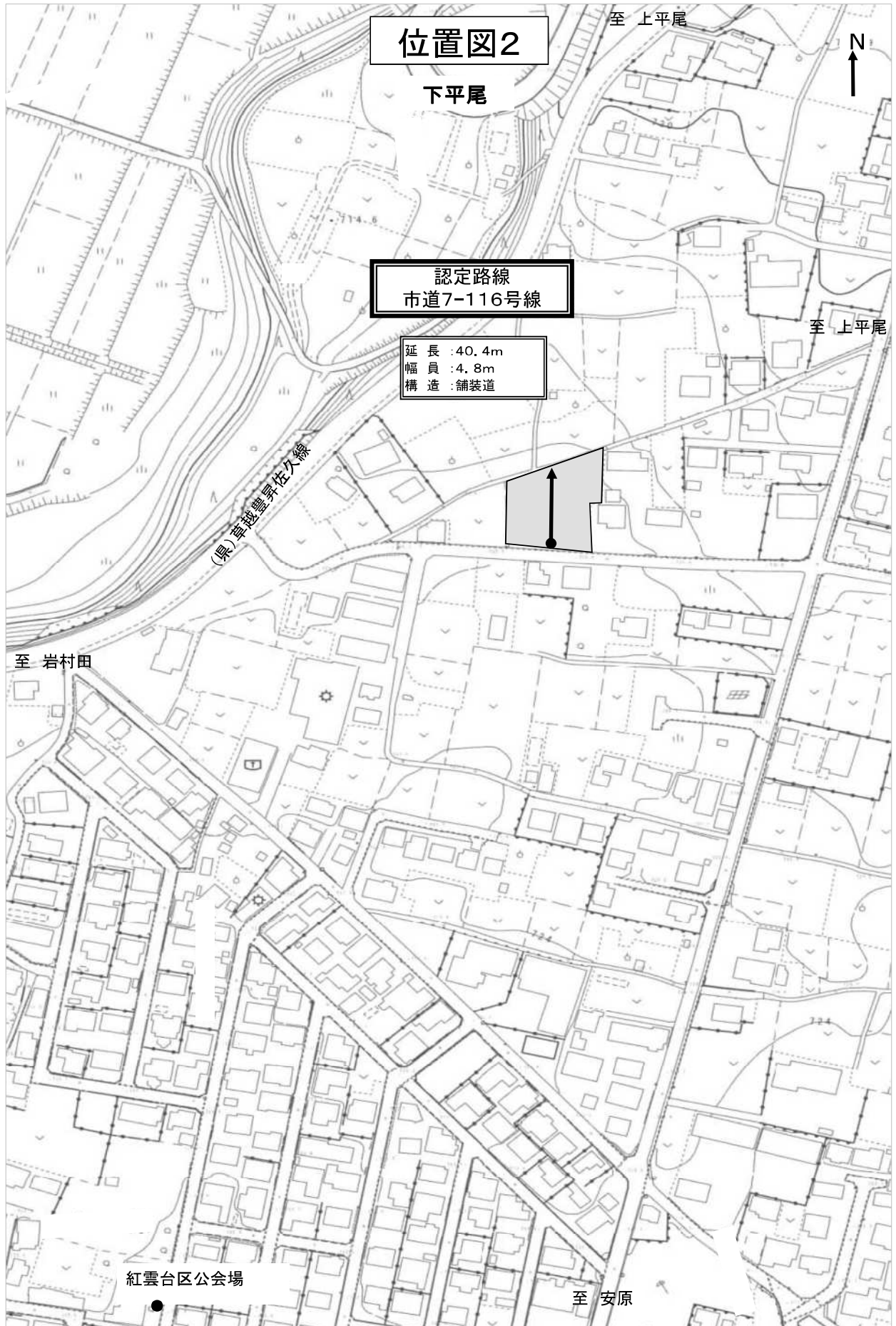
市道の路線認定について

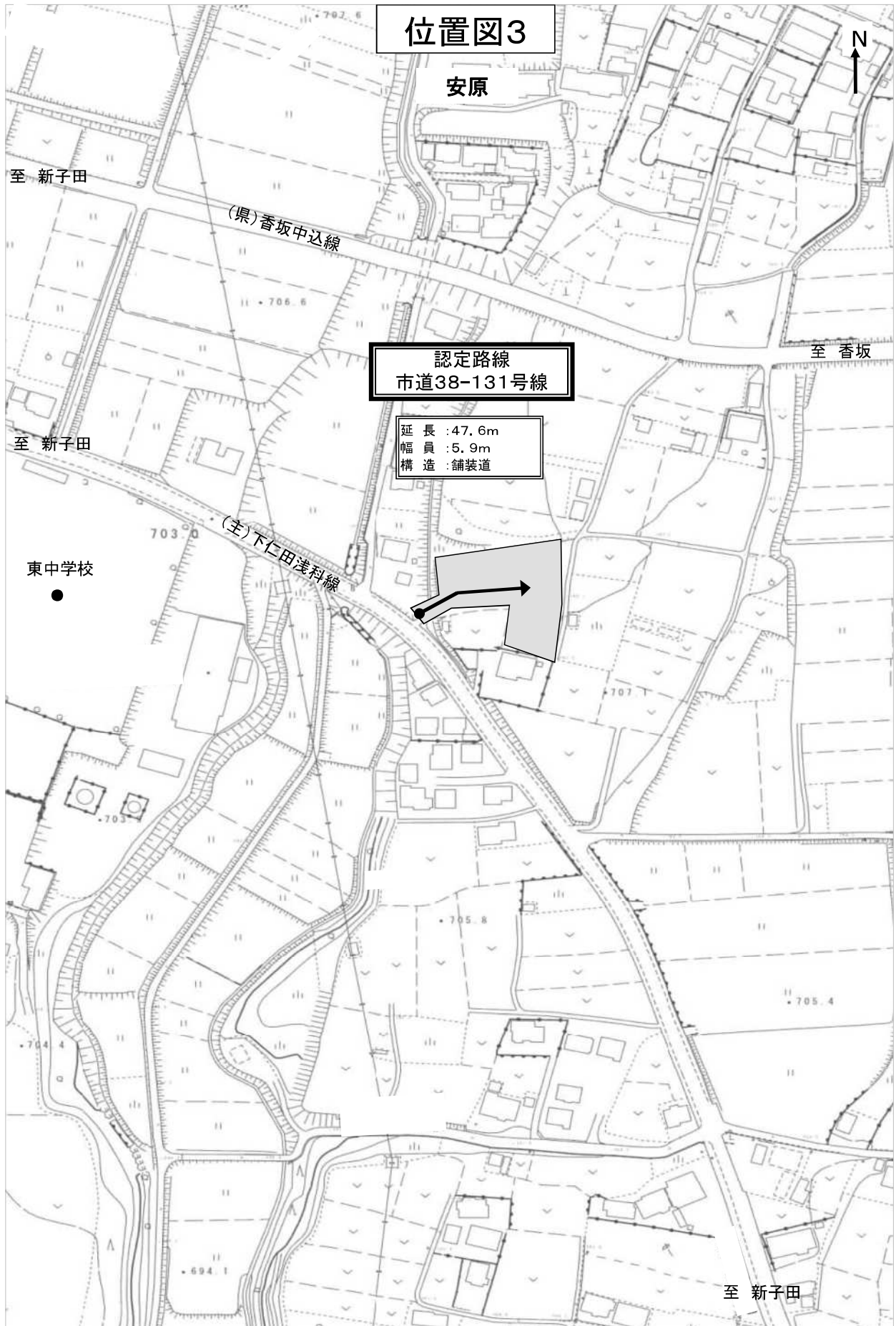
これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

- | | |
|--------------|------|
| ○ 市道2-530号線 | 位置図1 |
| ○ 市道7-116号線 | 位置図2 |
| ○ 市道38-131号線 | 位置図3 |

これらの路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。







第65号

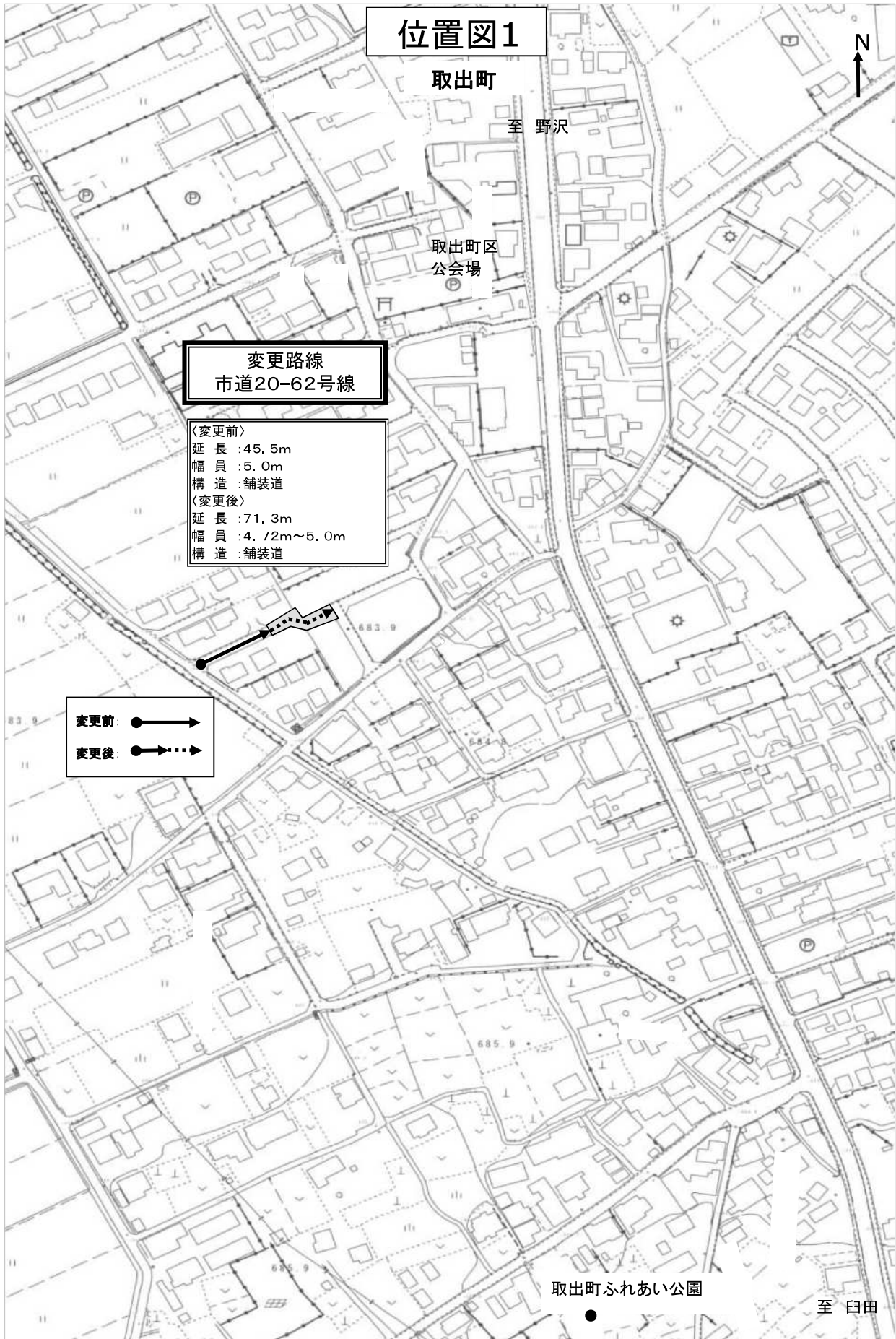
市道の路線変更について

これは、市道を路線変更しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

○ 市道20-62号線

位置図1

この路線は、宅地分譲に伴い築造された道路により、終点が変更となるため、路線変更するものであります。



第 6 6 号

令和 6 年度中込地区都市構造再編集中支援事業サングリモ中込改修工事及び中央グリーンモール交流施設新築工事請負契約の変更について

これは、令和 7 年佐久市議会第 1 回定例会において、議案第 4 8 号として議決を経た令和 6 年度中込地区都市構造再編集中支援事業サングリモ中込改修工事及び中央グリーンモール交流施設新築工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、令和 6 年度から令和 8 年度にわたる債務負担行為事業として実施しているものであります。公共工事設計労務単価の上昇に対応するほか、排水管の破断が判明したことに伴い、緊急復旧及び配管再設置工事を実施したことなどから、令和 7 年佐久市議会第 1 回定例会において議決をいただいた契約の金額 5 2 8, 0 0 0, 0 0 0 円を 5, 3 1 3, 0 0 0 円増額して、5 3 3, 3 1 3, 0 0 0 円にしようとするものであります。

様式第17号（第21条関係）

| |
|------------|
| 収 入 印 紙 |
|------------|

建設工事変更請負仮契約書

- 1 工事名 令和6年度 中込地区都市構造再編集中支援事業 サングリモ中込改修 工事
及び中央グリーンモール交流施設新築工事
- 2 工事場所 佐久市 中込一丁目地区
- 3 変更工期 令和 一 年 一 月 一 日から
令和 一 年 一 月 一 日まで
- 4 変更請負代金増加(減少)額 5,313,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 483,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。
〔（ ）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕
- 5 変更契約保証金増加(減少)額 531,300 円
- ~~6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり~~
- 7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

令和 7 年 3 月 12 日付で契約（令和8年 4月16日付変更契約）を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、仮契約を締結する。なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても、元契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 8 年 5 月 13 日

発注者 住 所 長野県佐久市中込3056番地

佐 久 市

氏 名 佐久市長 柳 田 清 二

受注者 住 所 長野県佐久市中込3089番地2

大進建設株式会社

氏 名 代表取締役 黒 澤 和 之

第 6 7 号

令和 8 年度佐久市立浅科小学校ランチルーム長寿命化・給食受室建設等工事請負契約について

これは、浅科小学校ランチルーム長寿命化・給食受室建設等に当たり、工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て・鋼板葺き・延べ面積 4 3 5 平方メートルのランチルームの長寿命化改修、鉄骨造平屋建て・鋼板葺き・延べ面積 5 8 平方メートルの給食受室の建設及び鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て・鋼板葺き・延べ面積 2 6 0 平方メートルの学校給食浅科センターの解体を行うものであります。

この工事につきましては、本年 4 月 3 0 日の 3 業者による事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）の結果、2 6 2, 3 5 0, 0 0 0 円で佐久市中込 3 0 8 9 番地 2 の大進建設株式会社（代表取締役 黒澤 和之 氏）に決定いたしました。

なお、本工事は、学校施設環境改善交付金、公共施設等適正管理推進事業債及び学校教育施設等整備事業債を充当して実施するものであります。

様式第 15 号 (第 21 条関係)

収 入
印 紙

建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 令和 8 年度 佐久市立浅科小学校ランチルーム長寿命化・給食受室建設等工事
- 2 工事場所 佐久市甲 2 0 0 3 番地 1
- 3 工 期 令和 8 年 月佐久市議会議決の日から
令和 9 年 3 月 10 日まで
- 4 工事を施工しない日 設計図書のとおり
工事を施工しない時間帯 設計図書のとおり
- 5 請負代金額 2 6 2 , 3 5 0 , 0 0 0 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2 3 , 8 5 0 , 0 0 0 円
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 10/110 を乗じて得た額である。
 [() の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。]
- 6 契約保証金 2 6 , 2 3 5 , 0 0 0 円
- ~~7 調 停 人~~
- ~~8 発生上の搬出先等~~ 建設発生上の搬出先については設計図書に定めるとおり
- 9 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- ~~10 住宅建設瑕疵担保責任保険~~ 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

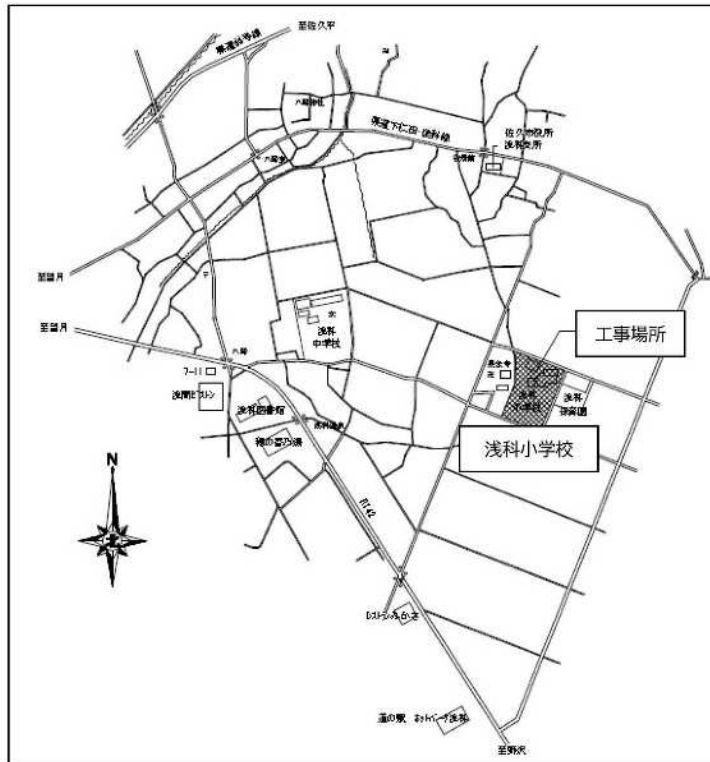
本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 8 年 5 月 15 日

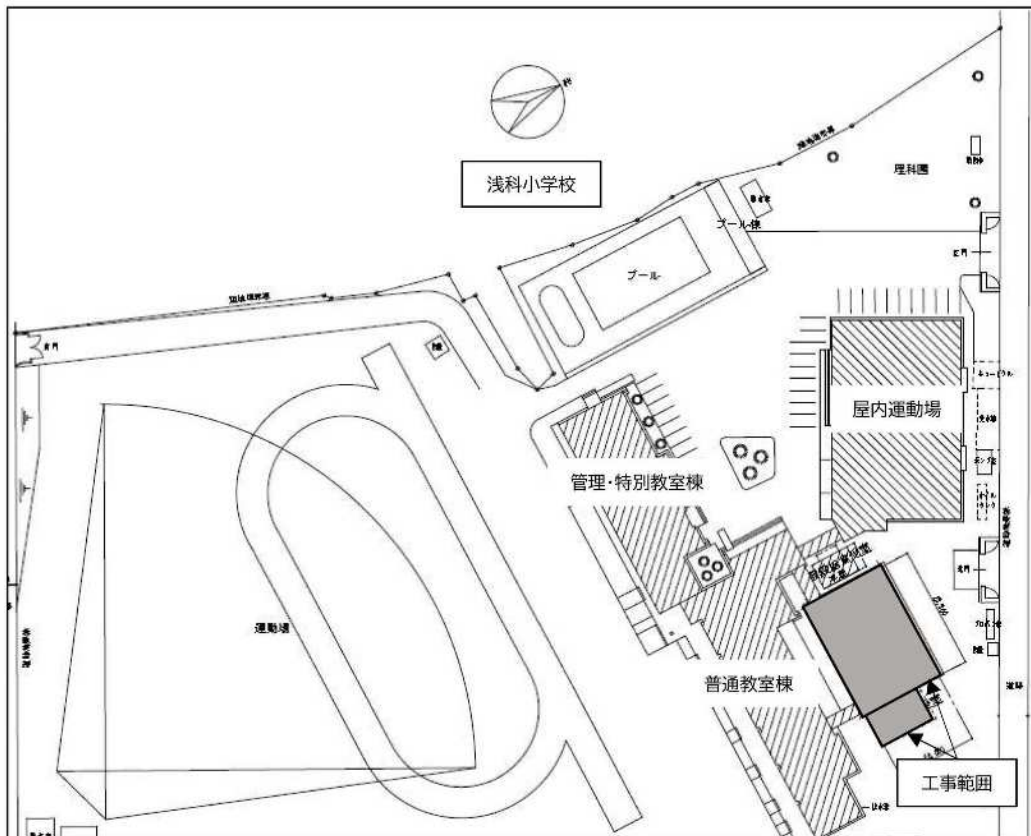
発注者 住 所 長野県佐久市中込 3 0 5 6 番地
佐 久 市
氏 名 佐久市長 柳 田 清 二 印

受注者 住 所 長野県佐久市中込 3 0 8 9 番地 2
大進建設株式会社
氏 名 代表取締役 黒 澤 和 之 印

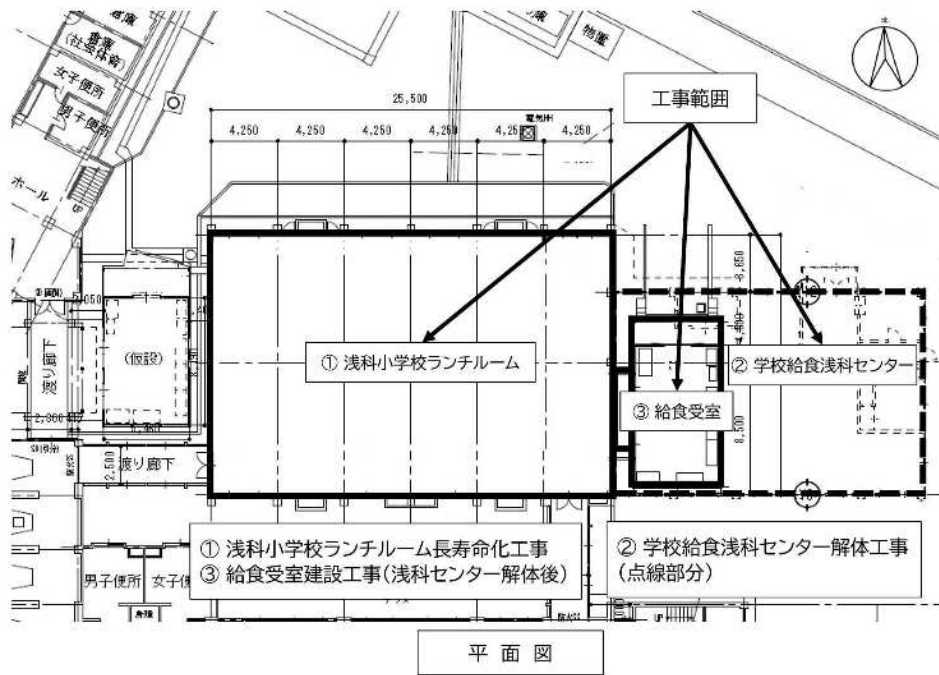
佐久市立浅科小学校ランチルーム長寿命化・給食受室建設等工事 計画図



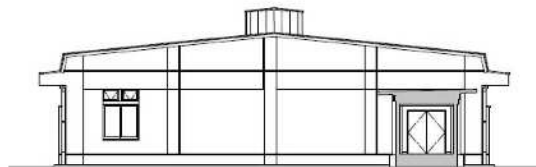
案内図



配置図



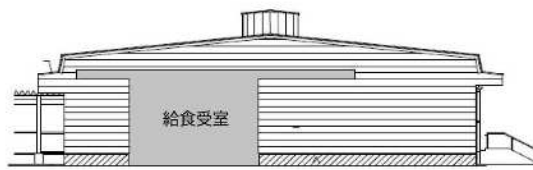
北立面図



西立面図



南立面図



東立面図